

## 千葉市公告第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づく千葉都市計画公聴会等に関する規則（昭和48年千葉市規則第42号）第3条第1項の規定により公聴会の開催を公告し、ちば・まち・ビジョンの素案（千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の素案、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の素案及び立地適正化計画の変更の素案）、千葉都市計画区域区分の変更の素案及び千葉都市計画都市再開の方針の変更の素案を次のとおり縦覧します。

なお、当該都市計画等の素案については、縦覧期間満了の日までに千葉市に公述の申出を提出することができます。

令和5年3月20日

千葉市長 神谷俊一

### 1 公聴会の開催の日時及び場所

#### (1) 日時

令和5年4月29日（土） 午前10時00分から

#### (2) 場所

中央コミュニティセンター8階 会議室（千鳥・海鷗）  
（千葉市中央区千葉港2番1号）

### 2 都市計画等の素案の種類及び名称

#### (1) ちば・まち・ビジョン

（ちば・まち・ビジョンの第2章から第4章までを千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の素案、序章から第7章までを市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の素案並びに第2章、第5章及び第7章を立地適正化計画の変更の素案とする。）

#### (2) 千葉都市計画区域区分

#### (3) 千葉都市計画都市再開の方針

### 3 都市計画等を定める土地の位置及び区域

#### (1) ちば・まち・ビジョン

千葉都市計画区域

#### (2) 千葉都市計画区域区分

千葉市中央区生実町、川崎町、川戸町、中央港二丁目、仁戸名町及び都町八丁目、花見川区武石町二丁目及び瑞穂三丁目、若葉区貝塚町及び千城台南四丁目並びに緑区大膳野町及び平山町の各一部

#### (3) 千葉都市計画都市再開発の方針

千葉都市計画区域区分で定める市街化区域

### 4 都市計画等の素案の縦覧場所及び縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

千葉市都市局都市部都市計画課

#### (2) 縦覧期間

令和5年3月20日（月）から令和5年4月20日（木）まで  
（午前8時30分から午後5時30分まで 土曜日、日曜日、祝日を除く）

### 5 公述の申出の方法及び期限

#### (1) 申出の方法

本市住民及び利害関係人で、当該都市計画等に関し公述を希望する者は、公述意見の要旨並びに住所、氏名等を記載した書面を、市長あてに都市計画課（郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号、ファクシミリ：245-5627、電子メール：keikaku.URU@city.chiba.lg.jp）まで提出してください。

ただし、意見の要旨はA4横書きとし、400字程度とします。

#### (2) 申出の期限

令和5年4月20日（木） （当日必着）

### 6 その他

公聴会は、公述の申出がない場合は中止となります。